

Z—70—G

酒税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「G1～G7」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 30 点—

問 1 株式会社甲(以下「甲社」という。)はA製造場において清酒の製造免許を受けている。

甲社は、この度、酒類製造事業を拡大するため、A製造場において、ウイスキー及びリキュールの製造免許を申請したほか、B製造場を新設し、果実酒及び甘味果実酒の製造免許を申請した。

なお、ウイスキーの製造免許については、酒税法第7条第3項第4号に規定する試験のために酒類を製造しようとする場合に該当する製造免許である。

また、製造しようとする酒類が多品目にわたることから、製造工程上の都合により、A製造場及びB製造場の近接地にC製造場を新設し、もろみの製造免許を申請した。

以上の事実について、次の各問に答えなさい。

- (1) 酒税法第10条各号のいずれかに該当するときは、税務署長は酒類の製造免許等を与えないことができることとされている。

同条各号に定める要件のうち、酒類の製造免許に係る要件を全て述べなさい。

ただし、もろみの製造免許にも共通する要件について述べる必要はない。

- (2) 今回の甲社のA製造場、B製造場及びC製造場に係る製造免許の申請について、酒税法第7条第2項各号に定める数量の規定の取扱いを述べなさい。

問 2 酒税法の特例を規定している構造改革特別区域法第27条(構造改革特別区域における清酒の製造体験のための酒税法の特例)について、次の各問に答えなさい。

- (1) 構造改革特別区域法第27条第9項の規定の趣旨を述べなさい。

- (2) 構造改革特別区域法第27条第1項の承認が失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存し、かつ、同条第9項の規定の適用を受けなかったときの課税関係について述べなさい。

【参考資料】構造改革特別区域法(抄)

第27条

9 第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者(合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあっては酒税法第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。)又はその相続人(同法第十九条第二項又は第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。)の申請により、期間を指定し、当該酒類(清酒に限る。以下この項において同じ。)の製造又は販売を継続させることができる。(以下省略)

〔第二問〕 — 70 点 —

次の【資料】に基づいて、甲株式会社が製造している酒類について、商品Aから商品Hの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和2年8月分の納付すべき酒税額について、①適用税率、②課税標準数量、③課税標準数量に対する酒税額、④控除を受けようとする酒税額、⑤納付すべき酒税額に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第29条《輸出免税》及び租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和2年8月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

1. 甲株式会社は、平成20年5月中に、その製造場の所在地(埼玉県)の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。
2. 甲株式会社は、東日本大震災の被害を受けていない。
3. 製造場の所轄税務署長に手続を要するものについては、全て適正に行われている。
4. 甲株式会社が、令和2年4月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	ぶどう糖、ホップ、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)、酵母エキス、食物繊維及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキス分4.0度)
B	米1,000kg、米こうじ500kg(こうじ米の重量450kg)、原料用アルコール100ℓ(アルコール分30.0度)及びとうもろこし250kgに水を加えてこした酒類(アルコール分10.0度、エキス分45.0度、アルコール分20度に換算した場合の重量4,000kg)に、米500kg、米こうじ200kg(こうじ米の重量180kg)、ごま10kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(流出時のアルコール分45.0度)した酒類(アルコール分45.0度、エキス分0.0度)を加えた酒類(アルコール分14.0度、エキス分40.0度)
C	麦芽940kg、小麦310kg、ホップ60kg、でん粉30kg、かつお節20kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.5度、エキス分3.0度)に、小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツ(アルコール分30.0度、エキス分0.5度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分9.0度、エキス分2.5度)

D	米 400 kg、米こうじ 230 kg(こうじ米の重量 210 kg)、原料用アルコール 160 ℓ(アルコール分 30.0 度)、有機酸 35 kg 及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 17.0 度、エキス分 2.0 度)に、水以外の物品を加えていない単式蒸留焼酎 150 ℓ(アルコール分 25.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた酒類(アルコール分 19.0 度、エキス分 6.0 度)
E	ぶどう果汁(含有する糖類の重量 150 kg)、ぶどう糖 120 kg(転化糖として換算した糖類の重量 120 kg) 及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 17.0 度、エキス分 6.0 度)に水を加えた酒類(アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度)にオーク(小片状)を浸してその成分を浸出させた酒類(アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度)
F	発芽させた大麦 700 kg、小麦 200 kg、とうもろこし 500 kg、ホップ 5 kg、ココア 5 kg 及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 4.0 度、エキス分 5.0 度)に、蜂蜜 30 kg を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分 3.0 度、エキス分 6.0 度)
G	みりんのみりんかすを加えてこした酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 42.0 度)に、連続式蒸留焼酎(アルコール分 35.0 度、エキス分 0.0 度)に酒石酸を加えた酒類(アルコール分 35.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた酒類(アルコール分 13.0 度、エキス分 40.0 度)
H	煮つめたりんご 150 kg 及びなつめやしの実 250 kg を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 50.0 度)して水を加えた酒類(アルコール 12.0 度、エキス分 0.0 度)

(注) 原料用アルコール又は単式蒸留焼酎の重量換算は、1 ℓ(アルコール分 95.0 度) = 0.8157 kg として計算する。

5. 甲株式会社の令和元年度中(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)の課税移出数量、令和 2 年 4 月から令和 2 年 7 月までの課税移出数量及び令和 2 年 8 月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「令和元年度中(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)の課税移出数量の内訳」及び「令和 2 年 4 月から令和 2 年 7 月までの課税移出数量の内訳」の数量は、同期間中に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

おって、次表には、6～10 に記載の事項のうち、8 による令和 2 年 7 月 10 日の 216 ℓ の課税移出以外の事項については、移出数量及び課税移出した酒類を戻し入れた数量が含まれていない。

商品名	令和元年度中(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の課税移出数量の内訳	令和2年4月から令和2年7月までの課税移出数量の内訳	令和2年8月中の移出数量の内訳	
			容器の容量	本数、ケース等
	kl	kl	ml	
A	800	140	350	3,000 ケース(24 本入り)
B	1,000	100	500	2,000 ケース(24 本入り)
C	1,100	160	350	5,000 ケース(24 本入り)
D	900	180	720	6,000 ケース(6 本入り)
E	1,200	120	750	8,000 ケース(6 本入り)
F	700	80	350	4,000 ケース(24 本入り)
G	1,300	200	720	7,000 ケース(6 本入り)
H	1,400	220	900	9,000 ケース(6 本入り)

6. 甲株式会社は、令和2年8月1日に粉末酒を製造し、商品Iとして、令和2年8月30日に5kgを乙支店(販売する酒類の範囲及びその販売方法につき条件を付されていない酒類販売業免許を受けている)へ移出した。

また、粉末酒の課税標準数量の計算について、甲株式会社は令和2年8月28日に酒税法施行令第18条の2第1項第1号の方法による旨の申請書を所轄税務署長に提出し、当該承認を受けたことを令和2年9月11日に知った。

なお、商品Iの重量30.21gを蒸留水70.48gに溶解した場合の温度15度における比重は、1.076である。

7. 甲株式会社の代表者は、製造工程の不備の有無を確認する目的で、令和2年8月15日に清酒もろみ180mlを試料Jとして製造場内で試飲した。

また、同日、清酒もろみをこしたものを100mlを試料Kとして製造場内で試飲した。

なお、試料Jはアルコール分3.0度、試料Kはアルコール分0.5度であった。

8. 商品Dについては、令和2年7月10日に製造場から課税移出した300本(容器の容量720ml)のうち、10本が令和2年8月3日に当該製造場へ返品されたほか、30本が令和2年8月4日に丙販売場(販売する酒類の範囲及びその販売方法につき条件を付されていない酒類販売業免許を受けており、租税特別措置法第87条の6の規定により、輸出酒類販売場の許可を受けている)へ返品された。

9. 商品Eについては、令和2年8月31日に、輸出する目的で、500本(容器の容量750ml)を製造場から移出した。

なお、輸出年月日は令和2年9月3日であった。

10. 甲株式会社は、令和2年8月19日に、令和2年8月11日に未納税移入した原料用アルコール100ℓ(アルコール分60.0度、エキス分0.1度)と令和2年8月12日に移入した課税済みの原料用アルコール2ℓ(アルコール分60.0度、エキス分0.1度)を、製造場内で商品G98ℓと混和して商品L200ℓ(アルコール分37.0度、エキス分19.7度)とし、令和2年8月28日に商品L50ℓを課税移出した。

【参考資料】

I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 二十二万円
 - 二 醸造酒類 十四万円
 - 三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 混成酒類 二十二万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十二万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十七万八千二百二十五円
 - 二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十三万四千二百五十円
 - 三 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。) 八万円
 - イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)
 - ロ 発泡酒(政令で定めるものに限る。)にスピリッツ(政令で定めるものに限る。)を加えたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)
- 3 醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 清酒 十二万円
 - 二 果実酒 八万円
- 4 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。
- 5 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 十万円
 - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円
 - 三 甘味果実酒及びリキュール 二十万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 粉末酒 三十九万円

Ⅱ 租税特別措置法(抄)

第 87 条の 2 平成十八年五月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 アルコール分が九度未満のもの 八万円
- 二 アルコール分が九度以上十三度未満のもの 八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額